

規制影響分析書要旨

規制の名称	確定拠出年金の運用方法の除外規定の整備	
主管部局・課室	年金局企業年金国民年金基金課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成27年4月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>○運用商品については、時代とともに運用手法等が陳腐化することや、加入者の利便性等を考慮して運用方法のラインナップを変更する必要があること、また、前述した運用方法に係る上限規制を満たす必要があることから、社会保障審議会企業年金部会において、より実効性のある商品除外規定の整備が必要であると報告されたところ。</p> <p>○こうした点を踏まえ、加入者等が運用商品の選択を行うに際し、運用対象商品の除外手続について事前に運営管理機関による情報提供を義務付けた上で、除外の対象となる運用対象商品を運用している者の3分の2以上の同意で商品除外を実施できることとする。</p>	
	(根拠条文)	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案第26条
想定される代替案	運用対象商品の除外手続について事前に運営管理機関による情報提供を義務付けるものの、加入者の過半数で組織する労働組合等の同意により商品を除外できることとする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
（遵守費用）	除外商品を選択している者に対する情報提供を行う際に事業主に費用が生じる。	除外商品を選択している者に対する情報提供を行う際に事業主に費用が生じる。 労働組合等において同意を取得する費用が生じる。
（行政費用）	行政費用は発生しないものと考えられる。	行政費用は発生しないものと考えられる。
（その他の社会的費用）	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	除外の対象となる運用対象商品を運用している者の3分の2の同意で実質的に商品除外が可能となることから、加入者の運営環境が改善され、将来的な加入者の老後所得の充実が図られる。	労働組合等の同意により商品除外が容易となることから、加入者の運営環境が改善され、将来的な加入者の老後所得の充実が図られる。
分析結果	改正案及び代替案のいずれにおいても、遵守費用が生じる点及び実効的な商品除外規定を整備する便益は同じであるが、代替案のように労働組合等の同意より商品を除外できるとすると、実際に除外対象商品により運用している加入者等の意思が反映されないまま商品除外が行われてしまう可能性があるため、加入者の権利の保護という観点からすれば、除外商品において運用する者から同意をとる改正案の方が適切であると考えられる。	

有識者の見解その他関連事項	「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」(2015年1月16日)において、以下の通り報告されている。 ○また、運用提供商品数を厳選し商品数を一定の範囲内に抑えるだけでなく、加入者にメリットのある商品を提供しやすくするためには、より実効性のある商品除外規定の整備が必要である。現行の商品選択者全員の同意を得る必要がある規定については、事実上商品除外は極めて困難な規定であることから、これまでの商品除外規定に係る議論を踏まえつつ、より実効性のある商品除外規定の内容を措置するべきである。
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。
備考	—